令和8年(2026年)10月27日
第13次札幌市環境審議会 第4回会議　資料8

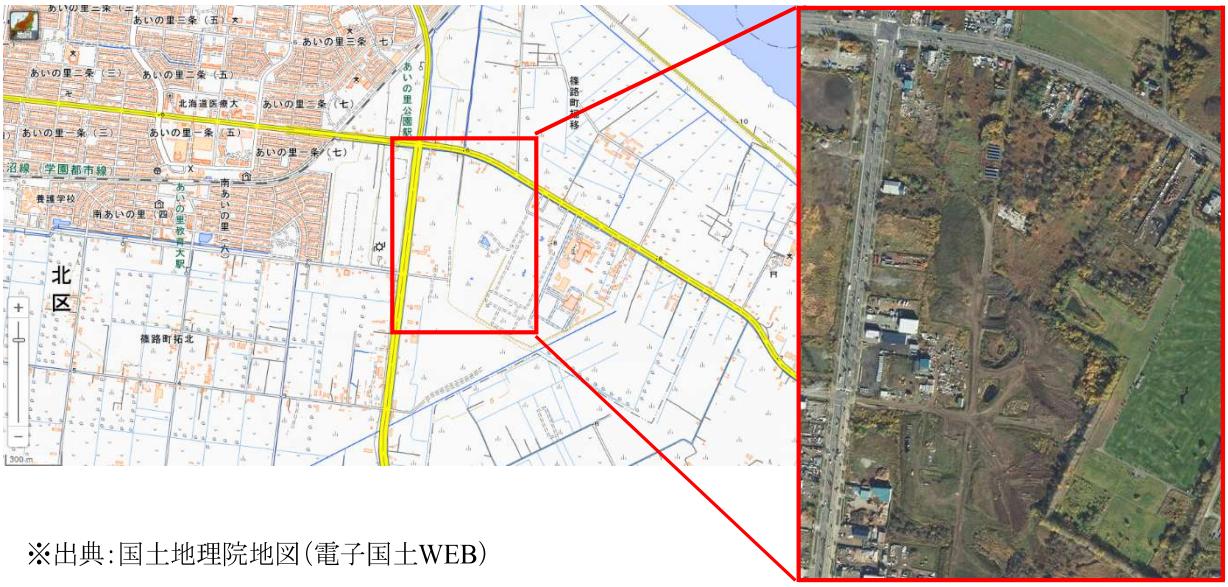
「篠路福移湿原～現状報告とご提案～」を受けた対応について

1　背景（第３回会議資料再掲）

(1)　篠路福移湿原については、都市化の進展や湿地内に掘られた排水路などの影響で退行遷移が進行し、さらに残土による埋め立てによってほぼ消滅の状況にある。

(2)　環境保全の観点からは、湿地への残土の埋め立てを禁止する法令等はない。

(3)　篠路福移湿原については、現状有姿という形で過去に所有権が設定された民有地がほとんどであり、市としての直接の関与、規制が困難な状況。



※出典:国土地理院地図(電子国土WEB)

2　法的な規制等の動き

(1)　宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の施行（令和７年４月１日）

・盛土規制法の施行に伴い、令和７年４月１日から札幌市内全域を規制区域に指定

・盛土等を行う場合はあらかじめ市長の許可が必要で、許可申請にあたっては、土地所有者等全員の同意、周辺住民への事前周知が必要となった。

(2)　大規模太陽光発電事業（メガソーラー）に関する対策パッケージの関係閣僚会議決定（令和７年12月23日）

・太陽光発電に係る様々な地域の懸念や課題を踏まえた、「不適切事案に対する法的規制の強化」「地域の取組との連携強化」「地域共生型への支援の重点化」３つの柱からなるパッケージが決定された。

(3)　環境影響評価法施行令の改正の閣議決定（令和８年７月17日）

・環境影響評価の対象となる太陽光発電事業の規模が引き下げられることとなった。（令和９年４月施行）

(4)　「種の保存法の在り方の検討」報告書の公表（令和８年７月28日）

・次の内容が含む報告書が公表され、現在、中央環境審議会（自然環境部会野生生物小委員会）において議論が行われている。

・希少種情報の収集・整理、重要な生息・生育地の把握、生息地等保護区の指定等を推進

・開発事業に対する希少種情報の事前提供、不適切な事業者への助言・指導、事業者に対する措置の実効性確保の方策を検討

・国が優先すべき取組の考え方及び自治体に期待する役割を整理

３　生物多様性の損失のおそれがある行為への対応について

⑴　所有者の細分化された土地等

今後、細分化された民有地に残土が搬入される計画があれば、事業者は土地所有者全員の同意を得る必要があり、同意が得られない場合には盛土規制法の許可を受けることはできない。

篠路福移湿原と同様の状況であれば、土地所有者全員の同意を得ることは困難と考えられる。

⑵　開発が進行する可能性がある土地等

案件を探知した際には、速やかに当事者への聞き取りや実地確認を実施し、保全への協力を依頼することや、地域生物多様性増進法に基づく「生物多様性維持協定」の締結の検討等の対応を行う。

この対応には、生物多様性保全上重要なエリアあるいは生物多様性保全活動に資するエリアの抽出が重要となる。今年度は、有識者にヒアリングを行いながら抽出例などを作成するとともに、その成果品を用いて市民への啓発を行う業務を進めている。

生物多様性保全上重要なエリアに関する今後の対応について（現時点での整理）

令和8年(2026年)10月27日
第13次札幌市環境審議会 第4回会議 資料8 別紙

1.（仮称）生物多様性重要エリアマップ（重要エリアマップ）の作成と活用

今年度	次年度以降（案）	
【作成準備】 ・有識者にヒアリングを行いながら重要エリアの抽出例などを作成 ・成果品を用いて市民への啓発を実施	【重要エリアマップ作成】 ・有識者による議論（重要エリアの抽出や適切な公開方法等） ・重要エリアマップ作成	【重要エリアマップの活用】 ・規制部局との認識共有を徹底 ・事業者・土地所有者等への説明 ・市民周知

2. 重要エリアへの対応

※「種の保存につき講ずべき措置」に関する国の議論、制度改正等を注視しながら対応

対応には重要エリアマップも活用予定

案件探知時

・状況の確認・協力依頼

速やかに当事者への聞き取りや実地確認を実施し、保全への協力を依頼（専門家による調査や計画の見直しを依頼）

継続実施

・「生物多様性維持協定」締結の提案等

保全の継続が懸念される場合、関係者間の調整が必要な場合などに、市がとりまとめ役として自然共生サイトへの登録や協定締結を提案

・自然共生サイトの認定促進

自然共生サイトの普及啓発、土地所有者や活動団体等への働きかけによる認定の促進

・市民理解の向上に向けた啓発活動

生物多様性の重要性について市民への啓発活動を行い、総合的な理解向上を図る。